三　境界変更により一の地方団体がその区域を減じた場合における当該地方団体の令和七年度分の普通交付税の額は、当該境界変更前の地方団体に係る令和七年度分の普通交付税の額から当該額を当該境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方団体が令和七年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に対して交付すべきであった普通交付税の額に按分した額のうち、当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなった地方団体の令和七年度分の普通交付税の額は、その地方団体に係る令和七年度分の普通交付税の額に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を加えた額とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第五十七号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第五条第二項の規定に基づき、令和八年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

令和八年四月一日　総務大臣　林　芳正

令和八年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令

（交付額の特例）

第一条　令和八年四月において各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下この条において「法」という。）第五条第一項の規定にかかわらず、令和七年度分の住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金（地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号。以下「地方交付税法等改正法」という。）第四条の規定による改正前の法第二条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金をいう。次条において同じ。）の額に〇・四六九八六九二四三九を乗じて得た額に、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。ただし、令和八年度において交付すべき地方特例交付金の額が令和七年度分の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

一　都道府県　次の算式により算定した額

算式

$A\times\alpha+B\times\beta+C\times\gamma$

算式の符号

A　普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号。以下「普通交付税省令」という。）第23条の２に定める軽油引取税に係る当該都道府県の令和７年度の基準税額

B　普通交付税省令第24条第２項に定める自動車税の環境性能割に係る当該都道府県の令和７年度の基準税額

C　普通交付税省令第29条に定める地方揮発油譲与税に係る当該都道府県の令和７年度の基準税額

α　0.3182625836

β　0.6803233717

γ　0.0696931429

二　指定市（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市をいう。以下同じ。）　次の算式により算定した額

算式

$A\times\alpha+B\times\beta+C\times\gamma+D\times\delta$

算式の符号

A　普通交付税省令第33条第２項に定める軽自動車税の環境性能割に係る当該指定市の令和７年度の基準税額

B　普通交付税省令第38条に定める軽油引取税交付金に係る当該指定市の令和７年度の基準額

C　普通交付税省令第38条の２第１号に定める環境性能割交付金に係る当該指定市の令和７年度の基準額

D　普通交付税省令第39条に定める地方揮発油譲与税に係る当該指定市の令和７年度の基準税額

α　0.5823979095

β　0.3182625836

γ　0.6803233717

δ　0.0696931429

三　指定市以外の市町村　次の算式により算定した額

算式

$A\times\alpha+B\times\beta+C\times\gamma$

算式の符号

A　普通交付税省令第33条第２項に定める軽自動車税の環境性能割に係る当該市町村の令和７年度の基準税額

B　普通交付税省令第38条の２第２号に定める環境性能割交付金に係る当該市町村の令和７年度の基準額

C　普通交付税省令第39条に定める地方揮発油譲与税に係る当該市町村の令和７年度の基準税額

α　0.5823979095

β　0.6803233717

γ　0.0696931429

四　特別区　次の算式により算定した額

算式

$A\times\alpha\times\alpha'+B\times\beta\times\beta'+C\times\gamma\times\gamma'$

算式の符号

A　普通交付税省令第33条第２項に定める軽自動車税の環境性能割に係る特別区の令和７年度の基準税額

B　普通交付税省令第38条の２第２号に定める環境性能割交付金に係る特別区の令和７年度の基準額

C　普通交付税省令第39条に定める地方揮発油譲与税に係る特別区の令和７年度の基準税額